

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 遊漁規則について認可した件
- 福島県内水面漁場管理委員会
- こいの持ち出し等について指示する件
- こいの持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件
- 平成二十七年年度目標増殖量を定めた件
- 福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程

五 二 二 一

告 示

福島県告示第百二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、夏井川漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十七年二月十七日次のとおり認可した。

平成二十七年三月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
夏井川漁業協同組合 いわき市好間町下好間字渋井百三十一番地の三
- 二 漁業権の免許番号 内共第九号（夏井川）
- 三 変更の内容
第三条第三項ただし書中「いわき市小川町地内磐越東線鉄橋橋脚 downstream」を「夏井川と小玉川の合流点」に、「八月一日」を「八月二十一日」に改めた。
第四条第一項の表あゆの項中「第三日曜日」を「第四土曜日」に改めた。
第五条第一項の表幹川 夏井川の項中「いわき市赤井地内愛谷堰堤 downstream」を「いわき市地内市道広一〇〇メートルの地点から下流同市平地内平橋橋脚 upstream」を「いわき市地内市道広

細橋の橋脚上流端から下流同市平地内平大橋橋脚 downstreamより下流三〇〇メートル」に改めた。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十七年二月十七日

（水産課）

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会指示第一号

こいの持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十七年三月三日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

- 一 指示の内容
 - 1 持ち出しの禁止
 - (一) 公共の用に供する水面及びこれと連接して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水域」という。）に生息するこいを持ち出ししてはならない。
 - (二) 委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。
 - 2 放流の制限
 - 次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共用水面等に再放流する場合は、この限りでない。
 - (一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこと。
 - (二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触がないこいであること。
 - (三) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）又はLAMP法でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたこい群のこいであること。
 - 3 遺棄の禁止
 - 生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。
 - 4 1及び2に掲げる事項は、国又は地方公共団体が試験研究の用に供するこいについては、適用しない。
- 二 指示の期間
 - 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

福島県内水面漁場管理委員会告示第一号

こいの持ち出し等について指示する件（平成二十七年福島県内水面漁場管理委員会指示第一号）に基づき、指定水域の範囲を次のとおり定める。

平成二十七年三月三日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

阿武隈川本流及び支流

福島県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面第五種共同漁業権漁場における平成二十七年度目標増殖量を次のとおり定めた。

平成二十七年三月三日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

漁業権番号	河川名	漁業権者名	こ	い	ふ	な	あ	ゆ	う		い	い	わ	な	や	ま	め	ひ	め	ま	す	わ	か	さ	ぎ	う	な	ぎ
									種	苗																		
内共第1号	真野川	真野川漁業協同組合	kg	42	kg	42	kg	126	尾	1,400	箇所	—	尾	2,800	尾	10,500	尾	—	尾	—	尾	—	万	粒	100	kg	7	—
内共第2号	新田川	新田川・太田川漁業協同組合	—	105	—	14	—	180	尾	2,800	—	—	尾	1,050	尾	14,000	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	—	kg	10	—
内共第3号	太田川	新田川・太田川漁業協同組合	—	35	—	14	—	35	尾	1,400	—	—	尾	1,050	尾	5,600	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	3	—	
内共第4号	請戸川	室原川・高瀬川漁業協同組合 泉田川漁業協同組合	—	56	—	56	—	550	尾	3,500	—	—	尾	7,700	尾	70,000	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	21	—	
内共第5号	熊川	熊川漁業協同組合	—	—	—	—	—	120	尾	700	—	—	尾	—	尾	8,400	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	—	—	
内共第6号	富岡川	富岡川漁業協同組合	—	—	—	—	—	75	尾	400	2	—	尾	2,100	尾	3,500	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	—	—	
内共第7号	井出川	木戸川漁業協同組合	—	—	—	—	—	45	尾	—	—	—	尾	5,600	尾	5,600	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	—	—	
内共第8号	木戸川	木戸川漁業協同組合	—	28	—	—	—	250	尾	700	—	—	尾	21,000	尾	24,500	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	14	—	
内共第9号	夏井川	夏井川漁業協同組合	—	140	—	210	—	250	尾	21,000	—	—	尾	3,500	尾	56,000	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	7	—	
内共第10号	鮫川	鮫川漁業協同組合	—	91	—	91	—	900	尾	9,100	—	—	尾	7,000	尾	28,000	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	21	—	
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	—	2,800	—	1,050	—	1,200	尾	140,000	—	—	尾	39,200	尾	66,500	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	70	—	
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	—	49	—	—	—	750	尾	5,200	4	—	尾	—	尾	42,000	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	—	—	
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	—	63	—	1,050	—	—	尾	94,900	2	—	尾	17,500	尾	7,000	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	35	—	
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	—	35	—	35	—	—	尾	7,000	—	—	尾	22,400	尾	15,400	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	—	—	
内共第15号	小野川湖	檜原漁業協同組合	—	28	—	28	—	—	尾	3,500	—	—	尾	8,400	尾	5,600	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	20	—	
内共第16号	檜原湖	檜原漁業協同組合	—	210	—	210	—	—	尾	42,000	—	—	尾	37,100	尾	22,400	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	30	—	
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	—	350	—	350	—	—	尾	2,600	3	—	尾	14,700	尾	9,100	尾	—	尾	—	尾	—	—	—	kg	—	—	

内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組 合	700	700	678	35,000	—	28,000	14,000	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	—	—	1,337	6,300	4	35,000	21,000	—	70	7
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同 組合	210	—	855	4,000	5	35,700	25,900	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組 合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合	140	—	—	7,000	—	24,500	33,600	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協 同組合	—	—	3,500	53,900	—	112,000	42,000	—	—	—
内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	—	—	31,500	7,000	—	—	—
内共第27号	大鳥湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同 組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—
合	計		5,474	4,172	11,277	458,800	21	513,800	585,200	32,200	10,740	245

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県内水面漁場管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引士証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二号中「又は申出」を削る。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（同条第一号ア中「宅地建物取引士証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。